

会員各位

大阪宅建協会 なにわ京阪支部
支 部 長 倉 田 薫
相談所運営委員長 小出 俊之

各自治体での相談員追加募集のお知らせ

相談業務や一般消費者からの業者紹介依頼を受けた場合の対応として、相談員を業者として紹介する業務を行うこととなりました。

現在、各自治体で相談業務を行っておりますが、業者紹介業務開始に伴い、「紹介業務にも対応していただける自治体相談員」及び「自治体相談員のみ」の追加募集をいたします。

つきましては、下記要領にて会員の皆様から相談員としてご協力いただける方は必要事項をご記入の上、支部までお申込下さい。何かとお忙しい時期ではございますが宜しくお願い致します。

記

1. 各自治体での開催曜日、勤務時間

開催場所	開催曜日	勤務時間	※ 近隣の区役所・市役所での勤務も含まれます。
守口市役所	第1火曜	13時～16時	
旭区役所	第1木曜	13時～16時	
鶴見区役所	第2火曜	13時～16時	
四條畷市役所	第2木曜	13時～16時	
城東区役所	第2金曜	13時～16時	
大東市役所	第3月曜	13時～16時	

2. 勤務回数 年3回程度
3. 業務内容 2名1組で一般消費者からの不動産一般相談に対応
4. 執務費 4,000円/日(交通費含む)
5. 募集人数 応募多数の場合は委員会一任
6. 任期 2019年7月1日～2020年6月30日(追加募集の為)
7. 締切 4月1日(月)
8. 相談員の資格 宅建士の資格を有し、不動産に関する知識が広く、且つ相談活動に熱心な事。但し、相談員に委嘱されても任期中に不適切な言動が生じた場合、委員会の議決を経て委嘱を取り消すことが出来るものとします。
また、不動産業務研修会を年3回受講している会員であること。

注：上記の自治体相談員の募集に関しては、本部相談員準則を基準としております。

また、相談員として執務することが決まった場合、支部で講習及び紹介業務説明会を行います。

説明会は現在の自治体相談員の方も対象となります。開催日は決まり次第通知します。

以上

【返信先】 支部 FAX 06-6357-7285

上記相談員に応募致したく、下記届出致します。

商号		連絡先	
氏名		携帯番号	
宅建取引士番号			
どちらか選択してください	・ 自治体相談員のみ	・ 紹介業務も対応する自治体相談員	